

高知県換地業務促進費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県換地業務促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第2条 県は、ほ場整備事業、農地開発事業等換地処分を必要とする事業の増加に対応するために、早急に換地事務の円滑な処理体制の確立を図り、換地処分の促進及び換地技術者の強化を図ることを目的として、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号。以下「実施要領」という。）に基づき、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助の対象経費及び補助率）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第2に定める事業とし、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。
2 補助事業者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、

事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）の承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更で、それぞれ20パーセントを超える事業費相互間の流用
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
 - 3 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 4 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定前の事業着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が、補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第2号様式の2による交付決定前着手届を受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(概算払)

- 第9条 知事は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づく補助金の概算払の請求をするときは、別記第3号様式によらなければならない。

(実績報告等)

- 第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の終了した日のいずれか早い日とする。
 - 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月20日から施行する。
- 2 高知県換地業務促進費補助金交付要綱（平成6年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和12年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月18日から施行し、平成17年度から適用する。
ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成16年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行し、適用する。ただし、平成21年度に実施した

事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行し、適用する。ただし、平成 22 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 25 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行し、適用する。ただし、平成 27 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で、平成 29 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。
- 2 このによる改正前の高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 この改正前の高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
受益農地管理強化 対策	高知県土地改良事業 団体連合会	事業費 実施要領第 4 の 2 の（ 2 ） 及び第 5 の 2 の（ 4 ）に掲げ る経費	4 分の 3 以内
	土地改良区	事業費 実施要領第 4 の 2 の（ 3 ） に掲げる経費	4 分の 3 以内

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者

所 在

名 称

生年月日

年度高知県換地業務促進費補助金交付申請書

年度において下記のとおり高知県換地業務促進事業を実施したいので、高知県換地業務促進費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 _____ 円

2 補助事業の目的及び内容

3 事業計画書

4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1)収支予算書 別紙4のとおり

(2)県税の滞納がないことまたは、県税の納税義務がないことを証明する書類(市町村除く)

- ・県税の滞納がない場合：完納証明書(県税の納税義務がないことを証明する書類)
- ・県税の納税義務がない場合：本人(代表者)からの申立書

(3)税外未収金に関する誓約書兼同意書

(4)その他参考となる書類

(注)事業計画書は、別紙1から3までのうち該当するものを記載することとする。

年度高知県換地業務促進事業計画書

(単位：円)

項 目	金 額	事 業 内 容				
受益農地管理強化対策事業						
受益農地管理強化委員会の設置						
換地選定に関する指導						
換地処分未了地区等の解消に関する指導						
財産管理制度活用に関する指導						
合 計	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費
			50%			

事業の実施予定

(添付書類)

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

①国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した土地改良区機能強化支援事業計画書

②受益農地管理強化委員会名簿

③年間研修計画

(注)項目は、必要に応じて追加または削除することができる。

年度高知県換地業務促進事業計画書

受益農地管理強化対策事業

所在等不明共有者の持分の取得若しくは譲渡の活用を行う場合

地区名	土地の所在	登記地目	用途	地積（㎡）

所有者不明土地管理制度を活用する場合

地区名	土地の所在	登記地目	用途	地積（㎡）

事業の実施予定

着手予定日
完了予定日

（添付書類）

- ①対象となる土地の登記を示す書類
- ②国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した計画書

（記載要領）

- （1）1筆につき1行で整理し、土地の所在は市町村名以下字名まで記載する。
- （2）地区名は、土地改良区の事業地区名や大字など土地改良区が整理している名称を記載する。

年度年間研修計画

研修の種類	研修の課目	開催予定年月日	開催日数	時間	開催予定地	研修対象者	費用の概算（千円）

（記載要領）

- （1）研修の種類ごとに区分して記載する。また、同一の研修を複数回開催する場合は、開催順に記載する。
- （2）「研修の科目」欄は、研修科目ごとに研修時間を括弧書きで記載する。
- （3）「開催予定地」欄は、市町村名を記載する。
- （4）「研修対象者数」欄は、所属別に人数を記載する。
- （5）「費用の概算」欄は、当該研修に要する費用の概算を記載する。

収 支 予 算 書

(事業名) _____

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

参考様式 1

第 年 月 号
日

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者

所 在

名 称

申立書

高知県換地業務促進費補助金交付要綱第 7 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

高知県税の納税義務はありません。

誓約書兼同意書

私は、高知県換地業務促進費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について、関係市町村に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

所在

名称

代表者指名（自署）

第 年 月 日 号

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者
所 在
名 称

年度高知県換地業務促進事業変更承認(中止・廃止)申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年度高知県換地業務促進事業について、下記の理由により事業の内容等の変更をしたいので、高知県換地業務促進費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更補助申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 事業計画書
- 4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 収支予算書 別紙 4 のとおり
- 6 その他

(注)事業計画書は、別紙 1 から 3 までのうち該当するものを記載することとする。

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者

所 在

名 称

年度高知県換地業務促進費補助金指令前着手届

高知県換地業務促進費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請しました 年度高知県換地業務促進事業については、下記の条件を了承のうえ、補助金の交付の決定前に着手したいので、届け出ます。

記

1 事業内容

2 補助金の交付の決定前に着手を必要とする理由

3 条件

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (2) 当該事業については、着手から補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間において、計画変更を行わないこと。
- (3) 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書を添付すること(市町村除く)。
 - ・ 県税の滞納がない場合：完納証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - ・ 県税の納税義務がない場合：本人(代表者)からの申立書
- (4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書を添付すること。

第 3 号様式(第 9 条関係)

第 年 月 号

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者

所 在

名 称

年度高知県換地業務促進費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年度高知県換地業務促進事業について、高知県換地業務促進費交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、金 円を下記のとおり概算払いにより交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費	県補助金	既受領額	今回請求額		残額		事業完了予定年月日	備考
				金額	月日現在の出来高	金額	3月31日現在の予定出来高		
受益農地管理強化対策事業	円	円	円	円	%	円	%		
合計									

(振込先)
銀行支店名
口座種別
口座番号

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者

所 在

名 称

年度高知県換地業務促進事業費実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました 年度高知県換地業務促進事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県換地業務促進費補助金交付要綱第10条第 1 項の規定に基づき、その実績を報告します。
また、併せて金 円の交付を請求します。

記

1 事業の完了年月日 年 月 日

2 事業実績書

3 添付書類

収支精算書 別紙 6 とおり

その他参考となる資料

(振込先)

銀行支店名

口座種別

口座番号

(注) 事業実績書は、別紙 5 または別紙 5－2 のいずれか該当するものを記載することとする。

年度高知県換地業務促進事業実績書

(単位：円)

項 目	金 額	事 業 内 容				
受益農地管理強化対策事業						
受益農地管理強化委員会の設置						
換地選定に関する指導						
換地処分未了地区等の解消に関する指導						
財産管理制度活用に関する指導						
合 計	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費
			50%			

(添付書類)

国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した土地改良区機能強化支援事業実施結果報告書

(注)項目は、必要に応じて追加または削除することができる。

年度高知県換地業務促進事業実績書

受益農地管理強化対策事業

①所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用した場合

地区名	土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	活用の 目的	取得又は譲渡の年月 日	備考

②所有者不明土地管理制度を活用した場合

地区名	土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	活用の目 的	予納金 の額	管理人の 選任決定 の年月日	選任され た管理人	管理人の 報酬及び 管理費用 の額	管理人の 選任取消 決定の年 月日	供託金の 額	裁判所か らの予納 金の返還 額	備考

(添付書類)

国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した土地改良区機能強化支援事業実績報告書

(記載要領)

表①

(1) 1筆につき1行で整理し、土地の所在は市町村名以下字名まで記載する。

(2) 活用の目的欄には、「取得」または「譲渡」のいずれかを記載する。

表②

(1) 1筆につき1行で整理し、土地の所在は市町村名以下字名まで記載する。

(2) 活用の目的欄には、「〇〇事業同意」「売買」「不換地」「中間管理権の設定」「境界立会」「その他」から選んで記載する(複数回答可)。「その他」の場合は備考欄に具体的に記載する。

(3) 予納金の額欄には、裁判所から提示された納入通知の額を記載する。

(4) 管理人の選任決定の年月日欄には、裁判所から管理人の選任の決定通知があった日を記載する。

(5) 選任された管理人欄には、「弁護士」「司法書士」「行政書士」「当該土地の所有者の親類縁者」「当該土地の近隣者」「事業関係者」「その他」から選んで記載する。「その他」の場合は備考欄に具体的に記載する。

(6) 管理人の報酬及び管理費用の額欄には、裁判所が決定した管理人の報酬及び管理費用の額を記載する。

(7) 管理人の選任の取消決定の年月日欄には、裁判所から管理人の取消の決定通知があった日を記載する。

(8) 供託金額欄には、管理人が供託した場合にその金額を記載する。

(9) 裁判所からの予納金の返還額欄には、裁判所から返還された予納金の額を記載する。

(10) 本表は、交付決定年度ごとに整理する。

収 支 精 算 書

(事業名) _____

1 収入の部

(単位：円)

区 分	実 績	予 算 額	差引き増減額	備 考
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	実 績	予 算 額	差引き増減額	備 考
合 計				

第 年 月 号 日

高知県知事 濱田 省司 様

補助事業者
所 在
名 称

年度高知県換地業務促進費補助金に係る消費税仕入れ控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 年度高知県換地業務促進費補助金について、高知県換地業務促進費補助金交付要綱第10条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入れ控除税額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額(3－2)	金	円